

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

議長の報告 會議 ソビエト社会主義共和国連邦最高會議議長イヴァン・ヴァシリエヴィチ・スピリドノフ氏の紹介 都市再開発法案(趣旨説明)

六三二

農林水産委員

北條 簡八君

通信委員

和泉 覺君

建設委員

石井 桂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

玉置 和郎君

外務委員

石井 桂君

大蔵委員

高山 恒雄君

文教委員

米田 正文君

社会労働委員

瓜生 清君

農林水産委員

和泉 覺君

通信委員

北條 簡八君

建設委員

笹森 順造君

同日建設委員会において当選した理事は左の通りである。

理事

大森 久司君(大森久司君の補欠)

同日内閣から左の議案が提出された。よって議長は即日これを文教委員会に付託した。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律等の一部を改正する法律案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約(第百号)の締結について承認を求めるの件

関税及び貿易に関する一般協定の譲許表の訂正及び修正に関する千九百六十七年五月五日の締約国団の第三確認書の締結について承認を求めるの件

日本専売公社法の一部を改正する法律案

外務委員会に付託

大蔵委員会に付託

航空機工業振興法等の一部を改正する法律案

商工委員会に付託

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律案

運輸委員会に付託

土地収用法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

土地収用法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

船舶災害防止協会等に関する法律案可決報告書

石油ガス税法の一部を改正する法律案可決報告書

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件議決報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律案修正議決報告書

同日議長は、左の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に關する特別措置法案(開法第一四二号)及び炭鉱労働者の一酸化炭素中毒症に關する特別措置法案(参第二号)の審査に資するため、炭鉱災害により一酸化炭素中毒症にかかった労働者の実情を調査する。

一、派遣委員

山本伊三郎 土屋 義彦
佐野 芳雄 黒木 利克
瓜生 清

一、派遣地 福岡県 熊本県

一、期間 七月七日から同月十日まで四日間

一、費用 概算九〇、〇〇〇円

右本委員会の決議を経て、参議院規則第八十条の二により要求する。

昭和四十二年七月四日

社会労働委員長 山本伊三郎

参議院議長 重宗 雄三殿

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長小川平四郎君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。

外務省アジア局長事務代理 吉良 秀通君

同日内閣総理大臣から議長宛、外務省アジア局長事務代理吉良秀通君(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

○議長(重宗雄三君) これより今日の會議を開きます。

この際、御紹介いたします。

兩院議長の招待により来日されましたソビエト社会主義共和国連邦最高會議議長イヴァン・ヴァシリエヴィチ・スピリドノフ氏が、ただいま貴賓席に見えられました。

ここに諸君とともに、心からなる歓迎の意を表します。

〔拍手〕

○議長(重宗雄三君) 日程第一、都市再開発法案(趣旨説明)。

本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。西村建設大臣。

〔議長退席、副議長着席〕

〔國務大臣西村英一君登壇、拍手〕

○國務大臣(西村英一君) 都市再開発法案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

最近における都市への人口の集中による過密化と不合理な土地利用によりまして、都市機能は低下し、都市環境はますます悪化しつつありますが、これに対処いたしますためには、工場の分散、流通業務地の再配置、都市施設の整備等の諸施策を講ずる必要があることはもとよりであります。が、現下の状況は、既存の法制の活用では不十分であり、この際、新たに市街地内における再開発を強力かつ効率的に推進するための制度を確立することが、ぜひとも必要となつてきた次第であります。

現在、都市の再開発に関する法制としては、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律、防災建築街区造成法等があり、それぞれ効果を發揮してまいつたのでありますが、いずれも都市の総合的な再開発のための手法としては、不十分であり、これらを統合整備して、都市の再開発のための新たな体制と手法を盛り込んだ法律の制定が望まれておつたのであります。

都市の再開発は、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、必要な道路、公園、駐車場等を備え、土地が合理的かつ高度に利用された、健全な市街地の形成をはからうとするものであります。

今回、この法律案によりまして、市街地の再開

発に関する都市計画、市街地再開発事業の施行者、市街地再開発事業における権利処理の方式等、市街地の計画的な再開発に關し必要な事項を定め、時代の要請にこたえることとした次第であります。

次に、この法律案の要旨を御説明いたします。

第一に、市街地再開発事業は、建築物の容積の最低限度及び建築面積の最低限度が定められた容積地区内にあること、その他の一定の要件に該当する地区において施行することができることにいたしました。

第二に、市街地再開発事業は、都市計画事業として施行することとし、その施行者は市街地再開発組合並びに地方公共団体及び日本住宅公団としたしております。

そのうち、市街地再開発組合につきましては、事業施行地区内の土地所有者及び借地権者の三分の二以上の同意を得た上、都道府県知事の認可を受けて設立されることとしたしておりますが、なお、その事業の継続が困難となる場合の措置として、都道府県知事、または市町村長において事業を代行することができることにいたしております。

第三、市街地再開発事業の手法は、従前の土地及び建物についての権利を新しい建築物とその土地に關する権利に円滑に交換せしめつつ、建築物の共同・立体化と公共施設の整備をはかるものであります。事業施行地区内の関係権利者の権利は、原則として、権利交換計画の定めるところに従い、本事業によって整備される土地の共有持ち分または施設建築物の一部とその施設建築物のための地上権の共有持ち分に交換されることにいたしました。

してあります。

第四に、関係権利者の権利を保護するため、施行者が権利交換計画を定めるにあたっては、審査委員または市街地再開発審査会の議を経なければならぬこととするほか、公衆の縦覧に供して関係権利者に意見書を提出する機会を与えなければならぬこととし、さらに、建設大臣または都道府県知事の認可を要することにいたしております。

第五に、市街地再開発事業を促進する措置として、事業に必要な資金について、国または地方公共団体は、補助金の交付、資金の融通等の配慮をすることとし、施行者は、事業によって整備される重要な公共施設の管理者に対して、費用の負担を求めることができることとするほか、地方税法、租税特別措置法等の一部を改正し、本事業に対する課税上の特例を定めることにいたしております。

第六に、この法律の制定に伴って、公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律及び防災建築街区造成法を廃止することとし、これに必要な経過措置を定めることにいたしております。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

○副議長(河野謙三君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。田中一君。

〔田中一君登壇、拍手〕

○田中一君 私は、日本社会党を代表して、ただいま趣旨説明のありました都市再開発法案について、総理大臣並びに関係閣僚に質疑を行ないたいと存じます。

まず最初に、国土総合開発の考え方についてであります。

周知のとおり、戦後、自由と平和を愛する文化国家を建設する基本法として、国土総合開発法が制定されたのは昭和二十五年であります。そして、三十年代の経済成長期に入ると、首都圏整備法の制定を皮切りに、東北、九州、四国、北陸、中国の各地方開発促進法が相次いで議員立法されましたが、政府は、近畿圏整備法を、四十一年には中部圏整備法を制定して、京浜、阪神及び中京地区の三大工業地帯の整備に乗り出し、巨大な設備投資に対処する姿勢を示してきたのであります。同時に、新産業都市建設、工業整備特別地域の整備促進の立法をして、海浜の埋め立て、宅地の造成に拍車をかけ、工場誘致に狂奔する事態を生み出してきたのであります。この経済高度成長政策による地域計画の結果は、どうあらわれてきているか。国民生活においても、地域間においても、大きなひずみをもたらした。大都市においては、公害の問題、交通の混乱、住宅の不足に深刻な問題を起してきているのが現状であります。

一体、三十七年につくられた「全国総合開発計画」は、どのような役割りを果たしてきたのでありましょうか。大都市への人口、産業の集中は、世界の趨勢を見ても、やむを得ないとして、これを全面的に是認するのか、あるいはこれを抑制して地方開発を促進するのか、建設省と自治省の考え方が相対立している感があり、政府の統一した見解がないように見受けられるのであります。国土開発に關する根本的な考え方について、総理大臣にお伺いしたいと思います。

今日、わが国の都市は、大気の汚染、交通の麻痺、騒音、緑のない環境で、ますます人間の住める条件を失いつつあるのであります。きわめて速いテンポで流動する社会、経済構造の変化に対応して、より合理的な都市機能と人間の生存する場としての環境を備えた都市につくり変えていかなくてはなりません。すなわち、都市全体として総合的に計画され、建設されていかねばならないと考えるのであります。これまでの都市対策は、将来の都市の目標なしに、その場その場の対策に終始してきたのが現状であります。私は、以前から市街地の再開発の必要を強調してまいりましたが、それは単に木造家屋の密集した地区を不燃化、高層化すればよいというものではないのであります。一体、総理は、都市の将来像をどのように考えておられるか、また、都市再開発の目的とするところは何か、明確な答弁をお願いしたいと思います。

国土計画のもとにおける地域計画、都市計画がばらばらで、鉄道は鉄道、道路は道路、住宅は住宅というように、その間の総合性が見受けられないのであります。現在、都市における建築活動はきわめて旺盛に行なわれているのであります。将来の都市のビジョンがなくして、これら建築物が無計画につくられたらば、都市はますます混乱し、收拾がつかないものとなるのであります。その具体的な例をあげます。いま、総理官邸の目の前に、わが国初めての三十六階建ての霞ヶ関ビルが立ち上がっております。建築だけの面を見れば、もちろん建築基準法の範囲内で建てられているのであります。このビルが完成すると、一日三万人の人間が出入りすることになり、現在の虎

ノ門付近における交通量は一そう増加し、混乱を招くこととなります。今後、このような大規模なビルが續々建設される趨勢にあります。それらの周辺道路をはじめ、十分な空地をとった良好な環境に改造しなければ、交通の渋滞、混乱は火を見るより明らかであります。一体、この責任はだれが負うのでありましょうか、総理並びに建設大臣及び国家公安委員長たる自治大臣の見解をお伺いいたします。

第三は、大都市における住宅対策についてであります。

住宅問題は、いまや全国民の関心事であります。特に大都市における住宅の不足は深刻であります。狭小過密、高家賃、遠距離通勤、環境悪化、これが大都市に住む一般大衆の現状であります。政府は、さきに住宅建設五カ年計画を策定し、四十五年度までには一世帯一住宅を実現することを国民に約束しました。その内容は、民間の建設に六割も依存するといふものでありまして、しかも、住宅の質、立地条件、環境等については、何ら具体的な計画性が示されておらず、国民生活の犠牲の上に立った、単なる戸数主義の住宅政策にすぎないのであります。佐藤総理は、今国会の冒頭における所信演説の中で、「人間を大切にする政治を行なうため、社会開発を政策の基本とする。」と述べ、さらに住宅問題に触れて、「国民の住まいを安定し、改善することを社会開発の中心とする。」と表明しております。かかる人間尊重を標榜する総理が、現実の過酷な条件をいられている勤労大衆に、ただ何百万戸を建設すればよいということではないと思うのであります。この点をお伺いいたします。

そこで、従来の市街地改造では、オフィスビルの建設が大部分でありましたが、その多くが空き室となつてゐるのが実情であります。都市を再開発して、建物の上層を住宅に充て、郊外にスプロールした住宅を都心部に引き戻すということが、都市再開発の大きな目的であり、都市再開発による住宅供給が今後の住宅政策の大きな柱とならなければならないと思うのであります。しかるに、本法案を見ましても、この点に関して何らの積極的姿勢もみえなないのであります。建設大臣は、再開発による住宅供給をどの程度真剣に考えているのか、お伺いいたします。

市街地の住宅高層化については、現在二、三の手法がありますが、それらの事業量は微々たるものであります。この法案では、上部に住宅を載せることもできるようになっておりますが、実際には、オフィスビルの経営と同様に、採算が合うかどうか、はなはだ疑問であります。したがって、再開発を住宅供給の大きな柱とするならば、国民の所得に見合った家賃とするために、相当な公共資金の投入、税制上の優遇措置が必要であります。この点について、大蔵大臣は具体的にどういう措置を講じようとしているのか、お伺いいたします。

第四は、土地所有権の制限と権利移行についてであります。

昭和三十年代の高度成長期以来、土地所有権や土地利用権が、公共の福祉または公共の利益の名のもとに一段と制約を受けてきている傾向があります。これを具体的に見ますと、都市及び宅地開発に関する諸立法をはじめ、地方拠点都市の開発及び保全に関する立法等がきわめて多く、ま

た、今国会でも、本法案のほか、土地収用法改正案、総理みずから提出を約束された都市計画法改正案等によって一そう強められようとしております。この点、憲法第二十九条に規定する「公共の福祉と財産権」、特に土地所有権の保障との調整をどのように考え、その具体的な基準をどこに置くか、総理大臣並びに法務大臣にお伺いいたします。もちろん、土地所有権等の権利に社会的制約が加えられることは一応認めるとしても、公共の福祉、公益性に名をかりて公法的制限を拡大し、これを、うのみに認めることは、官僚統制を強化することになり、権力行政を国民にしているおそれがあるからであります。

また、本法案では、新しい再開発組合が、各人の所有する所有権等の権利を、三分の二以上の同意のみで財産の変更並びに処分を行なうことになっておりますが、かかる行為は公共の福祉の限界内での行為であると言えらるかどうか。権利者全員の同意を得ないで財産の変更及び処分を行なうことは、たとえ公益性があるとしても、公共の福祉を越える不当の財産権侵害と考えられるのであります。したがって、不同意者がある場合には、収用権を発動して行なうのが従来のためでありましたが、組合の事業に対して収用権の発動を考へていないところを見ると、公共の福祉に名をかりた財産権の侵害と、一面解釈されるのであります。この場合には、実際に事業が行なわれな

いと考へますが、法務大臣並びに建設大臣にお伺いいたします。

さらに、権利の変換移動について、現在までの市街地改造の手法では、旧建築物から新建築物への権利移行の時期は、新建築物ができた時

期としていたと思つております。しかしながら、本法案では、土地所有権等の権利は、交換計画が確定された時、登記により効力を生ずることとし、実際に存在しない建築物の上に権利を認めるという新しい方式がとられております。まして、反対者がある場合には、はたして権利保護という見地から妥協な方式と言えらるかどうか。これは権利をないがしろにした、きわめて強権的なもので、おそらく諸外国でもこのような権利移行はあまり例がないと考へるのであります。法務大臣並びに建設大臣の明確なる答弁をお願いいたします。

最後は、地方中小都市における再開発事業についてであります。

本法案の附則によれば、本法案の制定に伴つて、現行のいわゆる市街地改造法と防災建築街区造成法の二つの法律を廃止することとしております。前者の法律による市街地改造事業は、現在十三の地区で行なわれておりますが、最近完成しました新橋東口、熱海駅前等の例では、保留した床を埋めるのに苦心さんたる状態でございます。市街地改造法は、駅前広場等の公共施設整備ということに限定されていたのでありますが、これを本法案に吸収して、一般に適用できるような形に変えてみましても、従来のやり方では、事業量の飛躍的増加は期待できないし、同様の失敗を繰り返すにすぎないと思つております。

一方、防災建築街区造成事業につきましては、これまで三百三十街区において行なわれているのでありますが、それらの行なわれている七十七都市の約七割というものは、人口二十万以下の中小都市であります。このように防災建築街区造成

事業は、不完全ながらも地方の中小都市におきまして、中心部の不燃高層化、建築共同化に少なからず寄与してきたのであります。しかるに、本法案では、この制度を吸収するというものであります。が、法案を見ても明らかのように、このような事業は地方都市では、ほとんどできなくなるのであります。と申しますのは、本法による市街地再開発事業を施行すべき区域の条件として、容積地区内にあることが定められているのであります。が、容積地区制がしかれた三十九年初めから今日まで、この容積地区を指定したのは東京の中心部だけであります。しかも、今度の事業区域の条件は、容積地区の中に、さらに最低限の容積を定める特別容積地区を設定して、その地区内にあることを要件としているのであります。したがって、再開発事業の施行できるところは、容積地区を指定できる大都市のごく一部に限られるのであります。

建設大臣にお伺いいたしますが、本法案によって、はたして地方の都市も含めて、都市の再開発が大々的に行なわれ得るのか、また、これまでかなりの実績をあげてきた防災建築街区造成法の制度を廃止するのはなぜか、その理由をお答え願いたいと思います。

本法案は、広く都市問題と関連して多くの問題点を含んでおりますが、特に重要な二、三の点にしばって質問いたします次第であります。以上で、私の質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣佐藤栄作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤栄作君) お答えいたします。

ただいま御指摘になりました国土総合開発法、これをつくりまして、いわゆる都市集中、過密都

昭和四十二年七月五日 参議院会議録第二十二号

都市再開発法案(趣旨説明)

市を防止する、また地域格差をなくするように、できるだけ地方の開発も促進していく、こういうねらいで、いわゆる均衡のとれた発展を期しているわけでありまして、しかし、御指摘になりましたように、こういう法律をつくったにもかかわらず、依然として関東、東海、近畿、これらの地域に人口も産業も集中しているというのが現状でございます。別に、自治省や建設省で考え方が違っておるわけではございません。そこには、統一された、国土の均衡ある発展を期する、こういう方向で各省が協力いたしておりますが、実情はたまたま言わうような現状になっておりますので、この差を是正する、こういう方向で努力する考えでございます。そこで、ただいままで、都市はどんどん膨張いたしました、これが計画的な膨張でなかったことは御指摘のとおりであります。これからの都市、これは過大都市にいたしましたも、計画に乗るといふこと、これが必要に思っています。また、今日再開発法をたまたま御審議をいただこうというのも、現状の混乱したこの都市に秩序を与えるということ、また、効率的な働きのできるような都市にすること、また、住みよい都会をつくるという、そういうことを目標にいたしまして、都市再開発法案を提出しておりますのであります。

そこで、私どもが今後の都市をどういうものかを考えるか、これはお話のうちにその片りんが出ておると思いますが、何と申しまして、これから先の都市はだんだん広域化する傾向がございまして、広域化した場合におきましても、都市と

しての機能を十分発揮ができるように、そういう考え方のもとに、計画的に進めていかなければならぬのであります。したがって、その場合には土地の利用計画はもちろん必要でございます。同時にまた、中心部と周辺都市との間の連携の緊密化をはかる、こういう意味で、幹線交通、幹線通信網の整備、これはもう絶対に必要なことであります。しかもなお、近代都市としての住居、あるいは事務所、工場、さらにまた、流通センター等のそれぞれの機能が十分効果を発揮するように配置されなければなりませんし、また、適当な緑地帯も必要でありますし、また、田園も必要でございます。さような意味のいわゆる公共投資——上下水道はもちろんのことであります。公共施設を整備いたしました、住みよい、しかも能率のある、効果のある都市をつくる、これが今後のビジョンでなければならぬ、かように私どもは考えております。したがって、再開発の方向も、ただいま申し上げるような点において、現状の混乱したものを是正していくということとでありたい、かように思っております。

次に、総理官邸の近くにできました三十六階のビルについて御批判がございました。もちろん、この種の建築を許します際には、国土計画あるいは地域開発計画と十分連携がなければなりませんし、また、交通その他のものも十分考えて、そこに総合性を発揮して、初めてこの種の大きなビルの許可ができるんだと、かように考えております。その詳細は後ほど建設大臣からお答えいたしますが、現状において、また、今後整備されるであろう交通網において、ただいまのこのビルが直ちに交通の混乱を引き起こすと、かように私は

考えておりません。いずれその詳細は建設大臣からお答えいたさせます。

次に、大都市において一番目について問題になりますのは、御指摘のとおり住宅問題であります。この住宅問題は、私どもも、大都市において最も不足し、また、整備されておらない、かように考えておりますので、社会開発の中心課題といたしまして、これと真剣に取り組んでおります。私は、この住宅問題と取り組む際におきまして、ただいま御指摘になりましたように、ただ戸数だけふやせばいいと、かような考え方はもちろんございせん。もちろん、その内容におきましても、だんだん生活の向上と同時に、また、家族構成の増加等にも対応するように、順次その広さも拡大していかなければなりません。何よりも住宅のありますその環境の整備、これに特に注意をいたさなければならぬ、かように考えております。ただいままで家だけができた、しかし、上下水道も十分でない、あるいは子どもの遊び場についてはもちろん考えられておらない、あるいは学校、病院等も考慮に入っておらない。こういうようなことがあってはならないと思っております。この住宅の場合には、もちろん環境の整備、それに重点を置きまして、そうして初めて住宅が整備されるんだ、かように考えておりますので、関係当局に対しましては絶えずその点を注意しておるような次第であります。

次に、私有権の問題について……私有権は絶対ではございません。御指摘になりましたように、憲法二十九条、また、憲法十二条におきましても、公共の福祉、そういう立場から制約を受ける、これが現在の私有権でございます。この制約を受け

るのは、一体どういうようになるのかというお尋ねであります。もちろんこれは時代に即応していかなければなりませんし、また、財産権の種類によりまして、その制約の程度、方法等はそれぞれ違つておるのでございます。私が申し上げるまでもなく、土地の場合でございますと、土地の利用は、これは都市の機能にも影響を与えますし、また、環境にも重大なる影響を与えるものでございますから、その意味におきまして、憲法二十九条あるいは十二条等からの制約を受ける、これはまた、当然のことのように私は考えております。

いずれにいたしましても、今回提案いたしました都市再開発法、これは重大なる意義を持つものでございますから、十分御審議をいただきまして、りっぱなものをこの機会につくるようにいたしたいと、かように念願しております。(拍手)

〔国務大臣(西村英一)君登壇、拍手〕

○国務大臣(西村英一)君 第一番に、都市再開発と住宅供給の關係はどうか、こういうことでございまして、都市への人口の集中の傾向は、極力私どもも防いでおりますけれども、なお、長期にわたつてやはり継続するものと考えられるのでございまして。したがって、その対策といたしまして、今回この都市再開発法を提案したのでございまして、そのねらいは、既成市街地において土地を高度的に、合理的に使つて、そうして住宅の提供をしたい。その住宅の提供は、地方から集まつてくる人もありますし、また、周辺で非常に住宅に不適当なところに住んでいる方々も包容できることとございますから、この市街地再開発はぜひともやらなければならぬと思ひます。宅地の供給につきましては、それであるからといって、

なお市街地の周辺部も非常にまだ住宅が不足でございまして、宅地の供給を周辺地におきましてもやはり進めなければならぬと、かように思ひているのでございます。

第二の御質問は、この私権の制限が非常にひどくなるんじゃないか、いろいろな法案を出して私権の制限をやられることが非常にひどくなるんじゃないか、今回のこの法律でも、三分の二以上の方が同意すればそれはやれるが、あと反対があつてもそれを押し切つてやるのか、こういうことでございまして、やはりこれは、至るところでやるというわけではございません。そこに住宅が非常に不合理に密集している――木造の家屋が密集しているところとやるのでございまして、その中で少数の方が反対をいたしましたとしても、ほんとうに公共の福祉になり、公共の利益になると思ふ場合には、私は、これはやはりやらなければならぬと思つてゐるのでございまして、必ずしも憲法の二十九条に違反するものではない、かように考えておる次第でございまして。

第三番は、できてない建物を相手にして、そうしてそれに権利を移しかえることが一体合法的かということとございまして。また、外国にそういう例があるかということとございまして、外国については私もあまりよく知りませんが、いま調べたところでは、そういう例はございません。こういう場合は、主として諸外国の方法では採用するのでございます。しかし、われわれは今回、この建築されてない建物を相手にしましてそれに権利を移しかえるということは、新しい方法ではあります。必ずしもいままでなかった方法ではないのでございます。区画整理におきまして、やはり

宅地の立体化、宅地を非常に小さく持つてゐる人はどうにもならぬから、それを住宅で置きかえる、つまり、権利の移動をやるということは新しい考え方でありましても、これは私はいい方法である、かように考えておるものでございします。

それから、従来のいわゆる市街地改造法、あるいは防災建築街区造成法を廃止したので、それは中小都市に対して非常に困らないかということとございまして、田中さんも御承知のとおり、いままで市街地の改造法及び防災建築街区造成法で相当の成績をあげてきました。しかし、現在の都市を再開発するには、これらの法律では対処ができませんのでございまして。したがって、今度はやはりこの法律のねらいとするところは、もっと総合的な新しい体制と新しい手法を取り入れて、この再開発をしようというのでございまして。したがって、いままで、これらの従来の法律については、この法律で吸収することとございするが、その場合にも、やはりこれは都市を限定をいたしております。したがって、この運用によりまして、中小都市に対して、これは十分適用でき、決して中小都市が困るようなことはない、かように考えておるものでございまして。

もう一つ、今回のこの法律におきまして土地収用権を与えていないが、どうかという御質問でございます。今回のこの法律では、土地を収用するとか買収するとかいうようなことをやらないわけでありまして。つまり、権利の変換によつて権利を移動させるという方法で、土地を買収する、あるいは収用するといふような方法をとらない、あくまでも権利の移動によつて

をやつていこうというのでございまして、こういうような組合は、やはり従来の土地区画整理の組合もそれに類似した行き方でありまして。

最後に、霞ヶ関のビルの問題が出ましたが、正直なところ、やはり住宅をつくるにいたしまして、あるいは施設をする場合も、やはり交通の便のことを考えないと非常に困るのでございまして。その一例として霞ヶ関のビルが引き合いに出されましたが、これは昭和三十九年の特定街区として閣議決定をいたしましたものでございまして。御承知のように、あのビルができ上げれば相当な人口の包容になります。この点につきましては、ただいま帝都高速交通管団等ともいろいろ相談いたしまして、そうしてこれらの交通の便を提供したい、かようにいま検討中でございます。(拍手)

〔国務大臣(藤枝泉介)君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝泉介)君 具体的におあげになりました霞ヶ関ビルにつきましては、ただいま建設大臣からお答えしたとおりでございますが、私も、特定街区指定にあたりまして、道路、上下水道等々の公共施設との関連を十分検討して、特定街区の指定をしたと承知をいたしておりますので、あれが完成をしても、社会的な支障はないものと考えております。今後のこの種建築等につきましても、常に地域社会の健全性を確保するといふところに重点を置き、特に、私といたしましては、防災、交通等に支障のないように、そうした点を重点といたしまして検討いたしてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣(水田三喜男)君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男)君 御質問の趣旨は、市街地の再開発によつて住宅を供給する場合、地価

の高い市街地住宅の家賃をいかにして低く抑えるかというところであろうと存じます。地価を薄めるためには、土地の高度利用をはかる必要がございます。したがって、住宅公園等を通じ高層住宅をつくるか、あるいは都市の他の施設の上に住宅を乗せるか、いわゆるけたばき住宅をつくるというようなことをしてまいりましたが、そのためには、住宅金融公庫を中心とする住宅金融を拡充するということが、それから税制の相当の優遇措置を講ずる必要があろうと思ひます。御承知のように、いま税制でどういふことをやっておるかお申しますと、新築の貸し家住宅の五年間の割り増し償却とか、あるいは新設住宅の保存登記、取得登記の登記料を軽減するとか、それから不動産取得税の軽減、固定資産税の軽減というようなことをいまやっておりますが、さらに、本年度の税制改正におきましては、高層住宅建設の促進をはかる見地から、新築し家住宅の割り増し償却制度をさらに従来の延長するということ、高層貸し家住宅の建物の一部を構成している店舗部分の割り増し償却というような措置を新たに講ずるといふようなことを、今年度の改正でいたしました。さらに必要に応じて、この都市住宅をもっと普及させるというためには、できるだけの措置を考究したいと考えております。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中伊三次君) 市街地の再開発計画を進めていく結果は、私有財産の制限に過ぎるのではないかと、これは権利侵害ではないかというところが私に對するお尋ねでございますが、この点は、内閣総理大臣並びに建設大臣からお答えをいたしましたとおり、権利侵害となるものではない。公共の福祉のためには、この程度の制限はやむを得ないものと考えております。(拍手)

○副議長(河野謙三君) これにて質疑の通告者の発言は終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○副議長(河野謙三君) 日程第二、千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件。

日程第三、大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件。

(いずれも衆議院送付)

以上両件を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。外務委員長赤岡文三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十二日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約(千九百六十二年に採択された改正を含む)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約

千九百五十四年四月二十六日から同年五月十二日までロンドンで開催された油による海水の汚濁に関する国際会議に代表者を出した諸政府は、船舶から排出される油による海水の汚濁を防止するため合意により措置を執ることを希望し、かつ、この目的が条約の締結により最もよく達成されることを考慮し、

よつて、下名の全権委員を任命した。これらの

全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好受当であると認められた後、次のとおり協定した。

第一条

(1) この条約の適用上、次の用語は、文脈により別に解釈される場合を除くは、それぞれ次に定める意味を有する。

「事務局」とは、第二十一条に定める意味を有する。

「排出」とは、油又は油性混合物についていときは、原因のいかんを問はず、すべての排棄又は流出をいう。

「重ディーゼル油」とは、船舶用ディーゼル油(米国家材料検査協会の標準方式 D.S.G. により試験したときに摂氏三百四十度以下の温度で体積の五十パーセントをこえる量が蒸留されるものを除く)をいう。

「マイル」とは、一海里(六、〇八〇フィート又は一、八五二メートル)をいう。

「油」とは、原油、重油、重ディーゼル油及び潤滑油をいい、「油性」とは、この意味に従つて解釈するものとする。

「油性混合物」とは、油の含有量が百万分の百以上の混合物をいう。

「機関」とは、政府間海事協議機関をいう。

「船舶」とは、すべての種類の海上航行船舶(自己推進によるか他船により曳航されるかを問はず、海上を航行する舟艇を含む)をいい、また、「タンカー」とは、貨物区域の大部分がばら積み液体貨物の輸送用として建造され又は改造されており、かつ、貨物区域のその部分に油以外の貨物を積載していない船舶をいう。

(2) この条約の適用上、締約政府の領域とは、その政府の属する国の領域及びその政府が国際関係について責任を有し、かつ、第十八条の規定に基づいてこの条約が適用される他の地域をいう。

第二条

この条約は、次の船舶を除くほか、締約政府

のいずれかの領域で登録されている船舶及び締約国の国籍を有する登録されていない船舶に適用する。

(a) 総トン数百五十トン未満のタンカー及びタンカー以外の総トン数五百トン未満の船舶。ただし、各締約政府は、これらの船舶の大きさ、用途及び推進用燃料の種類を考慮して、合理的かつ実行可能な限り、この条約に定める規制をこれらの船舶にも適用するために必要な措置を執るものとする。

(b) 捕鯨業に従事している船舶であつて、現に捕鯨作業に使用されているもの

(c) 北アメリカの大湖及びそれらに接続し又は附属する水域であつて、カナダのケベック州、モントリオールにおけるセント・ランバート・ロッックの下流側出口を東端とするものを航行する船舶

(d) 海軍艦艇及び海軍の補助船として使用されている船舶

(2) 各締約政府は、この条約に定める規制と同等の規制が、合理的かつ実行可能な限り、(1)(d)にいう船舶に適用されることを確保する適当な措置を執ることを約束する。

第三条

第四条及び第五条の規定に従うことを条件として、

(a) この条約が適用されるタンカーからの附属書Aに掲げるいずれかの禁止区域内における油又は油性混合物の排出は、禁止する。

(b) タンカー以外の船舶でこの条約が適用されるものからの油又は油性混合物の排出は、陸地からできる限り離れて行なわなければならない。(a)の規定は、いずれかの領域についてこの条約が効力を生じた日の後三年を経過した日から、第二条(1)の規定に従つて当該領域に属する船舶でタンカー以外のものにも適用する。ただし、これらの船舶からの油又は油性混合物の排出は、当該船舶が第八条にいうタンカー以外の船舶のための施設を有しない

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件外二件

六三八

港に向かつて航行しているときは、禁止されない。

(c) この規定が効力を生ずる日以後に建造の契約が行なわれる総トン数二万トン以上の船舶でこの条約が適用されるものからの油又は油性混合物の排出は、禁止する。もつとも、特別の事情により油又は油性混合物を船内に保留することが合理的でなく、かつ、実行可能でないとき船長が認めるときは、附屬書Aに掲げる禁止区域外でこれらを排出することができ。この排出の理由は、第二条(1)の規定に従つて当該船舶が属する領域の締約政府に報告されるものとする。締約政府は、これらの排出の詳細について少なくとも十二箇月ごとに機関に報告しなければならない。

第四条

第三条の規定は、次のものには適用しない。

- (a) 船舶の安全を確保し、船舶若しくは積荷の損傷を防止し、又は海上において人命を救助するための船舶からの油又は油性混合物の排出
- (b) 船舶の損傷又はやむを得ない漏出に起因する油又は油性混合物の流出。ただし、その損傷の発生又は漏出の発見の後に、流出を防止し又は減少させるためすべての適当な措置が執られていることを条件とする。
- (c) 重油又は潤滑油を清浄にするときに生ずる残留物の排出。ただし、この排出は、陸地からできる限り離れて行なわなければならない。

第五条

第三条の規定は、船舶のビルジからの次の排出には適用しない。

- (a) 第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の後十二箇月間に行なわれる油性混合物の排出
- (b) 前記の期間が経過した後には、油性混合物で、機関区域から流出し又は漏出した潤滑油以外には油を含まないものの排出

第六条

- (1) 第三条及び第九条の規定の違反は、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の法令に基づいて罰すべき違反行為とする。
- (2) 締約政府のいづれかの領域の領海外で違法に行なわれる船舶からの油又は油性混合物の排出に対してその領域の法令が科する罰は、このような違法な排出を思いとどまらせるために十分に厳格なものでなければならず、また、その領域の法令が領海内における同様の違反に対して科する罰よりも軽いものであつてはならない。
- (3) 各締約政府は、各違反に対して実際に科した罰を機関に報告しなければならない。

第七条

- (1) この条約が適用されるいかなる船舶も、第二条(1)の規定に従つてその船舶が属する領域についてこの条約が効力を生じた日の後十二箇月を経過した日から、重油又は重ディーゼル油のビルジへの流入を合理的かつ実行可能な限り防止する装置を設けなければならない。ただし、ビルジ内の油がこの条約に違反して排出されないことを確保するために有効な措置が執られる場合は、この限りでない。
- (2) 燃料油タンクに水バラストを積載することは、できる限り避けなければならない。

第八条

- (1) 各締約政府は、次に規定するところに従つて施設が設けられることを促進するために適当なすべての措置を執らなければならない。
- (a) 港には、それを使用する船舶の必要に応じて、タンカー以外の船舶が混合物から水の大部分を分離した後処分しなければならない残留物及び油性混合物を、船舶に不当な遅延を生じさせることなく受け入れるための適当な施設が設けられるものとする。
- (b) 油の荷積み場には、タンカーが処分しなければならない同様の残留物及び油性混合物を受け入れるための適当な施設が設けられるものとする。

第九条

- (1) この条約が適用される船舶のうち、油燃料を使用するすべての船舶及びすべてのタンカーは、附屬書Bに定める様式の油記録簿を船舶の公式の航海日誌の一部として又はその他の形式で備えなければならない。
- (2) 次のいづれかの作業を船舶内で行なうときは、そのつど、油記録簿に必要事項を記載しなければならない。
- (a) タンカーの貨物油タンクへのバラストの積み及びその排出
- (b) タンカーの貨物油タンクの洗浄
- (c) スロップ・タンクでのセトリング及びタンカーからの水の排出
- (d) スロップ・タンクその他の場所から生じた油性残留物のタンカーからの処分
- (e) タンカー以外の船舶の燃料油タンクへのバラストの積み又はその航海中における燃料油タンクの洗浄
- (f) 燃料油タンクその他の場所から生じた油性残留物のタンカー以外の船舶からの処分
- (g) タンカー又はタンカー以外の船舶について、事故その他の理由による例外的な油の排棄又は流出

第三条(4)又は第四条にいう油又は油性混合物の排棄又は流出の場合には、その排棄又は流出の状況及び理由を油記録簿に記載しなければならない。

(3) (2)に掲げる各作業は、油記録簿に遅滞なく完全に記録し、当該作業に係るすべての必要事項がそこに完全に記載されるようにしなければならない。この記録簿の各ページには、当該作業の責任者の署名及びその船舶に乗組員が配置されている場合にはその船舶長の署名がなければならない。油記録簿への記載は、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の公用語又は英語若しくはフランス語で行なわなければならない。

- (4) 油記録簿は、合理的な時にはいつでも容易に検査することができよう場所保管しなければならない。乗組員のいない被曳船舶の場合を除くほか、船舶内に保管しなければならない。油記録簿は、最終の記載を行なつた日の後二週間保存しなければならない。
- (5) 締約政府のいづれかの領域の権限のある当局は、この条約が適用されるいづれかの船舶が当該領域内の港にある間は、その船舶に乗船して、この条約の規定により船舶内に備えられている要求される油記録簿を検査することができ、また、その記載の真正な写しを作成し、船長に対してその写しが当該記載の真正な写しであることを証明するように要求することができる。こうして作成された写しで船舶の油記録簿の記載の真正な写しとしてその船舶の船長が証明したと認められるものは、いかなる訴訟手続においても、その記載が述べている事実の証拠とすることができ。この(5)の規定に基づいて権限のある当局が執る措置は、できる限りすみやかに行なわなければならない。当該船舶を遅延させるものであつてはならない。

第十条

- (1) いずれの締約政府も、第二条(1)の規定に従つて船舶が属する領域の政府に対し、この条約のいづれかの規定の違反がその船舶について行なわれたという証拠の明細書を、申し立てられた違反が生じた場所のいかなる開かず、提出することができ。これを提出する締約政府の権限のある当局は、実行可能なときは、当該船舶の

船長に対しその申し立てられた違反について通告するものとする。

(2) 前記の明細書を受領したときは、通報を受けた政府は、その問題を調査しなければならず、また、他方の政府に対し、申し立てられた違反についての一層詳細な又は一層適切な明細書を提出するように要請することができる。通報を受けた政府は、申し立てられた違反について当該船舶の所有者又は船長に対し司法的手続を執るために十分な証拠が自国の法令上存在すると認めるときは、できる限りすみやかにその手続が行なわれるようにしなければならず、また、当該他方の政府及び機関にその結果を通報しなければならぬ。

第十一条

この条約のいかなる規定も、いずれかの締約政府がこの条約に關連するいずれかの事項についてその管轄権の範囲内において措置を執る権能を奪い、又はいずれかの締約政府の管轄権を拡張するものと解してはならない。

第十二条

各締約政府は、次のものを事務局及び国際連合の適当な機関に送付しなければならない。

(a) この条約を実施するために自国の領域内において施行されている法律、政令、命令及び規則

(b) この条約の規定の適用の結果を示すすべての公式報告書又はその要約。ただし、当該政府がこれらの報告書又は要約が機密に属する性質のものであると認める場合は、この限りでない。

第十三条

この条約の解釈又は適用に關する締約政府間の紛争で交渉によつて解決することができないものは、紛争当事者がこれを仲裁に付することを合意する場合を除くほか、いずれかの紛争当事者の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならぬ。

第十四条

(1) この条約は、本日から三箇月間署名のため開放され、その後は、受諾のため開放される。

(2) 第十五条の規定に従うことを条件として、国際連合の加盟国、いずれかの専門機関の加盟国又は国際司法裁判所規程の当事国の政府は、次のいずれかの方法によりこの条約の当事者となることができる。

(a) 受諾につき留保を附さないで署名すること。

(b) 受諾を条件として署名し、後に受諾すること。

(c) 受諾すること。

(3) 受諾は、事務局に受諾書を寄託することによつて行なうものとし、事務局は、すでにこの条約に署名し、又はこれを受諾したすべての政府に対し、署名又は受諾書の寄託及びそれらの署名又は寄託の日をそのつど通報する。

第十五条

(1) この条約は、それぞれのタンカー保有量が五十万総トン以上である五の国の政府を含めて十以上の政府がこの条約の当事者となつた日の後十二箇月で効力を生ずる。

(2) (a) この条約は、この条約が(1)の規定に従つて効力を生ずる日より前に受諾について留保を附さないでこれに署名し、又はこれを受諾する各政府については、その日に効力を生ずる。その日以後にこの条約を受諾する各政府については、当該政府の受諾書が寄託された日の後三箇月で効力を生ずる。

(b) 事務局は、この条約に署名し、又はこれを受諾したすべての政府に対し、この条約の効力発生の日をできる限りすみやかに通報する。

第十六条

(1) (a) この条約は、締約政府間の全員一致の合意により改正することができる。

(b) 機関は、いずれかの締約政府の要請があつたときは、改正案を、審議及びこの(1)の規定に基づき受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(2) (a) 締約政府は、いつでも、この条約の改正を機関に提案することができる。機関は、機関の海上安全委員会が三分の二以上の多数によつて採択した勧告に基づいて機関の總會が三分の二以上の多数によつてこの提案を採択したときは、受諾のため、すべての締約政府にこれを送付する。

(b) 機関は、總會による審議の少なくとも六箇月前に、海上安全委員会のこの勧告を、審議のため、すべての締約政府に送付する。

(3) (a) 機関は、締約政府の三分の一以上の要請があつたときは、いつでも、いずれかの締約政府が提案したこの条約の改正を審議する政府會議を招集する。

(b) 機関は、この會議が締約政府の三分の二以上の多数によつて採択した改正を、受諾のため、すべての締約政府に送付する。

(4) (2)又は(3)の規定に基づいて受諾のため締約政府に送付される改正は、締約政府の三分の二以上が受諾した日の後十二箇月で、すべての締約政府について効力を生ずる。ただし、改正を受諾しない旨の宣言を改正の効力発生前に行なつた政府については、この限りでない。

(5) 改正が重要な性質のものであるときは、その採択の際に、總會にあつては海上安全委員会に代表者を出している政府の三分の二以上を含む三分の二以上の多数により、かつ、この条約の締約政府の三分の二以上の同意を条件として、また、(3)の規定に基づいて招集される會議にあつては三分の二以上の多数によつて、(4)の規定に基づき宣言を行なつた締約政府で改正の効力発生效十二箇月の期間内にその改正を受諾しないものがこの期間の満了の時にこの条約の当事者でなくなることを決定することができる。

(6) 機関は、この条約の規定に基づいて効力を生ずる改正及びそれが効力を生ずる日についてすべての締約政府に通報する。

(7) この条約の規定に基づき受諾又は宣言は、機関に対する通告書により行なう。機関は、受諾又は宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

第十七条

(1) 締約政府は、その政府についてこの条約が効力を生じた日から五年の期間が経過した後は、いつでも、これを廃棄することができる。

(2) 廃棄は、事務局に対する通告書により行なう。事務局は、通告を受けた廃棄及びその受領の日を他のすべての締約政府に通告する。

(3) 廃棄は、事務局による通告書の受領の後十二箇月又は通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、効力を生ずる。

第十八条

(1) (a) いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの地域の国際関係について責任を有する締約政府は、この条約をその地域に適用するため、できる限りすみやかにその地域と協議しなければならず、また、事務局に對する通告書により、いつでも、この条約をその地域に適用する旨を宣言することができる。

(b) この条約は、通告書の受領の日又は通告書に明記する他の日から、通告書に掲げる地域に適用する。

(2) (a) いずれかの地域の施政権者としての国際連合又はいずれかの締約政府は、(1)の規定に基づいて宣言を行なうことによりこの条約をいづれかの地域に適用した日から五年の期間が経過した後は、いつでも、その地域と協議した後、事務局に對する通告書により、この条約が通告書に掲げる地域に適用されなくなる旨を宣言することができる。

(b) この条約は、事務局が通告書を受領した日の後一年又は通告書に明記するこれより長い期間が経過した後、通告書に掲げる地域に適用されなくなる。

(3) 事務局は、(1)の規定に基づくこの条約のいづれかの地域への適用又は(2)の規定に基づくその

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件外一件

六四〇

適用の終了を、この条約が適用される日又は適用されなくなる日をそれぞれの場合に明示して、すべての締約政府に通報する。

第十九条

(1) 戦争その他の敵対行為の場合には、交戦国としてであるか中立国としてであるかを問わず、これにより影響を受けると考へる締約政府は、その領域の全部又は一部について、この条約の全部又は一部の適用を停止することができる。停止を行なつた政府は、直ちに、その停止を事務局に通告しなければならない。

(2) 停止を行なつた政府は、いつでも、その停止を終了させることができ、また、いかなる場合にも、その停止が(1)の規定により正当と認められなくなつたときは、これをできる限りすみやかに終了させなければならない。その政府は、直ちに、この終了を事務局に通告しなければならない。

(3) 事務局は、この条の規定に基づく停止又は停止の終了をすべての締約政府に通告する。

第二十条

この条約が効力を生じたときは、事務局は、直ちに、これを国際連合事務総長に登録する。

第二十一条

事務局の任務は、千九百四十八年三月六日にジュネーブで署名された条約に基づいて政府間海事協議機関が発足してその任務を開始するまでの間は、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府が行なうものとし、その後は、政府間海事協議機関が行なうものとする。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十四年五月十二日にロンドンで、ひとしく正文である英語及びフランス語により本書一通を作成した。本書は、事務局に寄託されるものとし、事務局は、その認証本をすべての署名政府及び締約政府に送付するものとする。

オーストラリア政府のために

ベルギー政府のために

受諾を条件として

M・A・ファン・ブッケル

ブラジル政府のために

カナダ政府のために

アラン・カミン

批准を条件として

セイロン政府のために

T・D・ペレラ

受諾を条件として

チリ政府のために

デンマーク政府のために

受諾を条件として

モーエンス・ブラク

フィンランド政府のために

受諾を条件として

S・スンドマン

フランス政府のために

批准を条件として

R・マッシグ

ドイツ連邦共和国政府のために

受諾を条件として

カール・シュールベルト

ギリシャ政府のために

受諾を条件として

M・サカリス

インド政府のために

コスタス・リラス

アイルランド政府のために

F・H・ポーランド

受諾を条件として

イスラエル政府のために

イタリア政府のために

受諾を条件として

ジュリオ・インジャンニ

日本国政府のために

受諾を条件として

松本俊一

リベリア政府のために

リベリア上院の助言と承認により大統領が行なう受諾又は批准を条件として

ジョージ・B・ステイブンソン

S・エドワード・ピール

メキシコ政府のために

G・ルデルス・デ・ネグリ

受諾を条件として

オランダ政府のために

A・H・ハッセルマン

批准を条件として

ニュージーランド政府のために

F・H・コーナ

ニカラガ政府のために

ノールウェー政府のために

受諾を条件として

シグール・ストールハウク

パナマ政府のために

ポーランド政府のために

ポルトガル政府のために

スペイン政府のために

スウェーデン政府のために

受諾を条件として

G・ボース

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

Y・マリク

ソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会による批准を条件として

Y・M

グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府のために

受諾を条件として

ギルモア・ジュンキンス

パーシー・フォークナー

アメリカ合衆国政府のために

ヴェネズエラ政府のために

ユーゴスラヴィア政府のために

受諾を条件として

フレドラッグ・ニコリッチ

附属書A

禁止区域

(1) 最も近い陸地から五十マイル以内のすべての海域は、禁止区域とする。

この附属書の適用上、「最も近い陸地から」とは、「千九百五十八年の領海及び接続水域に関するジュネーブ条約に従つて当該領域の領海を設定するための基線から」をいう。

(2) 次の海域のうち最も近い陸地から五十マイルをこえる部分も、また、禁止区域とする。

(a) 太平洋

カナダ西部区域

カナダ西部区域は、カナダの西海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とする。

(b) 北大西洋、北海及びバルティック海

(i) 北大西洋区域

北大西洋区域は、北緯三十八度四十七分西経七十三度四十三分から北緯三十九度五十八分西経六十八度三十四分まで、そこから北緯四十二度五分西経六十四度三十七分まで、そこからカナダの東海岸に沿つて、最も近い陸地から百マイルの距離に引いた線の内側の海域とする。

(ii) アイスランド区域

アイランド区域は、アイランドの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とする。

(iii) ノールウェー、北海及びバルティック海区域
ノールウェー、北海及びバルティック海区域は、ノールウェーの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、北海並びにバルティック海及びその湾の全域を含む。

(iv) 北東大西洋区域
北東大西洋区域は、次の各点を順次に結ぶ線の内側の海域とする。

北緯六十二度東経二度
北緯六十四度東経零度
北緯六十四度西経十度
北緯六十度西経十四度
北緯五十四度三十分西経三十度
北緯五十三度西経四十度
北緯四十四度二十分西経四十度
北緯四十四度二十分西経三十度
北緯四十六度西経二十度
北緯四十六度西経二十度の点からフィニステール岬に向かつて引いた線と五十マイル限界線との交点

(v) スペイン区域
スペイン区域は、スペインの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの大西洋海域とし、この区域での禁止は、この条約がスペインについて効力を生ずる日から有効となる。

(vi) ポルトガル区域
ポルトガル区域は、ポルトガルの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの大西洋海域とし、この区域での禁止は、この条約がポルトガルについて効力を生ずる日から有効となる。

(c) 地中海及びアドリア海
地中海及びアドリア海区域

地中海及びアドリア海区域は、地中海及びアドリア海に臨む各領域の海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約が各領域について効力を生ずる日から当該領域との関連において有効となる。

(d) 黒海及びアゾフ海
黒海及びアゾフ海区域は、黒海及びアゾフ海に臨む各領域の海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約が各領域について効力を生ずる日から当該領域との関連において有効となる。

(e) 紅海
紅海区域は、紅海に臨む各領域の海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約が各領域について効力を生ずる日から当該領域との関連において有効となる。

(f) ペルシャ湾
ペルシャ湾区域は、ペルシャ湾に臨む各領域の海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約が各領域について効力を生ずる日から当該領域との関連において有効となる。

(i) クウェイト区域
クウェイト区域は、クウェイトの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とする。

(ii) サウディ・アラビア区域
サウディ・アラビア区域は、サウディ・アラビアの海岸に沿い、最も近い陸地から百マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約がサウディ・アラビアについて効力を生ずる日から有効となる。

(g) アラビア海、ベンガル湾及びインド洋
アラビア海区域は、次の各点を順次に結ぶ線の内側の海域とする。

(h) アラビア海区域
アラビア海区域は、次の各点を順次に結ぶ線の内側の海域とする。

北緯二十三度三十三分東経六十八度二十分
北緯二十三度三十三分東経六十七度三十分
北緯二十二度東経六十八度
北緯二十度東経七十度
北緯十八度五十五分東経七十二度
北緯十五度四十分東経七十二度四十二分
北緯八度三十分東経七十五度四十八分
北緯七度十分東経七十六度五十分
北緯七度十分東経七十八度四十分
北緯九度六分東経七十九度三十二分
この区域での禁止は、この条約がインドについて効力を生ずる日から有効となる。

(ii) ベンガル湾沿岸区域
ベンガル湾沿岸区域は、次の各点を順次に結ぶ線と最も近い陸地との間の海域とする。

北緯十度十五分東経八十度五十分
北緯十四度三十分東経八十一度三十八分
北緯二十度二十分東経八十八度十分
北緯二十度二十分東経八十九度
この区域での禁止は、この条約がインドについて効力を生ずる日から有効となる。

(iii) マダガスカル区域
マダガスカル区域は、マダガスカル海岸に沿い、北はアンブル岬を通る子午線以西、南はセント・マリー岬を通る子午線以西の最も近い陸地から百マイルまでの海域及びこれらの子午線以東の最も近い陸地から百五十マイルまでの海域とし、この区域での禁止は、この条約がマダガスカルについて効力を生ずる日から有効となる。

オーストラリア区域
オーストラリア区域は、オーストラリアの海岸に沿い、最も近い陸地から百五十マイルまでの海域とする。ただし、オーストラリア本土の木曜島と向かい合う地点と西海岸の南緯二十度の地点との間の北海岸及び西海岸の沖合を除く。

(3) (a) いずれの締約政府も、宣言を行なうことにより、次のことを提案することができる。

(i) 自国のいずれかの領域の海岸に沿う禁止区域を縮小すること。

(ii) 最も近い陸地から最大限百マイルまでの領域の海岸に沿って禁止区域を拡張すること。

縮小又は拡張は、その宣言が行なわれた日から六箇月の期間が経過した後に効力を生ずる。ただし、いずれかの締約政府が、前記の期間が満了する少なくとも二箇月前までに、鳥類の死滅並びに魚類及びその常食とする海洋生物に対する悪影響を理由として、又は自国の海岸が近接しており、若しくは自国の船舶が当該区域を通航するので自国の利益が影響を受けることを理由として、その縮小又は拡張を受諾しない旨の宣言を行なつた場合は、この限りでない。

(b) この(3)の規定に基づく宣言は、機関に対する通告書により行なわなければならない。機関は、その宣言の受領をすべての締約政府に通告する。

(4) 機関は、(2)の規定に従つて実施されている禁止区域の範囲を示す海図を作成しなければならず、かつ、必要に応じ、その修正版を発行しなければならない。

附屬書B
現記簿様式

I
タンカー用

記	入	日	付				
(a) 貨物油タンクへのバラストの積み込み及びその排出							
1	当該タンクの識別番号						
2	タンクにはいつていた油の種類						
3	バラストの積み込みの日及び場所						
4	バラストの排出の日時						
5	排出時における船舶の場所又は位置						
6	スロップ・タンクに移された油性汚水の概量						
7	スロップ・タンクの識別番号						
(b) 貨物油タンクの洗浄							
8	洗浄されたタンクの識別番号						
9	タンクにはいつていた油の種類						
10	洗浄水が移されたスロップ・タンクの識別番号						
11	洗浄の日時						
(c) スロップ・タンクでのセトリソグ及び水の排出							
12	スロップ・タンクの識別番号						
13	セトリソグの期間(時間)						
14	水の排出の日時						
15	船舶の場所又は位置						
16	残留物の概量						
17	排出された水の概量						
(d) スロップ・タンクその他の場所から生じた油性残留物の処分							
18	処分の日及び方法						
19	処分時における船舶の場所又は位置						
20	残留物を生じた場所及び概量						

II
タンカー以外の船舶用

当該作業の責任者の署名
船長の署名

記	入	日	付				
(a) 燃料油タンクへのバラストの積み込み又は航海中における燃料油タンクの洗浄							
1	当該タンクの識別番号						
2	タンクにはいつていた油の種類						
3	バラストの積み込みの日及び場所						
4	バラスト又は洗浄水の排出の日時						
5	処分時における船舶の場所又は位置						
6	分離器使用の有無及び使用したときはその使用期間						
7	船内の油性残留物の処分						
(b) 燃料油タンクその他の場所から生じた油性残留物の処分							
8	処分の日及び方法						
9	処分時における船舶の場所又は位置						
10	残留物を生じた場所及び概量						

当該作業の責任者の署名
船長の署名

III
トビツの乗組員

記	入	日	付				
事故その他の理由による例外的な油の排棄又は流出							
1	排棄又は流出の日時						
2	事故発生時における船舶の場所及び位置						
3	油の概量及び種類						
4	排棄又は流出の状況及び一般的記述						

当該作業の責任者の署名
船長の署名

「乗組員報告書」は報告により追録に帰せらる

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件
右は本院において承認することを議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十二年六月二十二日
衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三郎

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について承認を求めるの件
大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約

前文

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類の資源に関する共通の関心を考慮するの、また、食用その他の目的のための最大の持続的漁獲を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、大西洋のまぐろ類の資源の保存のための条約を締結することを決定して、このため、次のとおり協定した。

第一条

この条約が適用される区域（以下「条約区域」という。）は、大西洋の全水域とし、接続する諸海を含むものとする。

第二条

この条約のいかなる規定も、領水の範囲又は国際法に基づいて漁業管轄権が及ぶ範囲に関する締約国の権利、主張又は見解に影響を与えないものとみなしてはならない。

第三条

1 締約国は、大西洋まぐろ類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものとする。

2 各締約国は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。

3 委員会の決定は、この条約に別段の定めがない限り、締約国の過半数により行なうものとし、各締約国は、一個の投票権を有する。定足数は、締約国の三分の二をもつて構成する。

4 委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、締約国の過半数の要請又は第五条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、随時招集することができる。

5 委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、構成員のうちから

議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続いて二回以上再選されないものとする。

6 委員会及びその補助機関の会議は、委員会が別段の決定をしない限り、公開とする。

7 委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

8 委員会は、その任務の遂行に必要な手続規則及び会計規則を採択する権限を有する。

9 委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに締約国に提出し、また、この条約の目的に關係のある事項について、いずれかの締約国の要請があつたときは、その締約国に情報を提供する。

第四条

1 委員会は、この条約の目的を遂行するため、条約区域におけるまぐろ類（たちうお科（トリキヤリデー）、すみやき科（ゲンピリデー）及びさば属（スコンバー）を除くさば型魚類（スコンブリフォーミス）をいう。）の資源及び他の国際漁業機関によつて調査されていないその他の魚種で条約区域のまぐろ類に際して利用されるものの研究について責任を有する。この研究は、これらの魚類の豊度、生物測定及び生態に關する調査、その環境に關する海洋学上の調査並びにその豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に關する調査を含む。委員会は、これらの責任を遂行するにあたり、締約国の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報を得ることができる公益の団体若しくは機関又は個人から得ることができる役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、いずれかの国の政府若しくは団体又は他の国際機関により行なわれている調査を補足するため、独自の調査を行なうことができる。

第五条

(a) 条約区域のまぐろ類の資源の現在における状態及び傾向に關する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b) 条約区域のまぐろ類の資源を最大の持続的漁獲が可能であり、かつ、この漁獲に合致するようなこれらの魚類の効果的な利用を確保する水準に維持するための方法に關する情報を研究し、及び評価すること。

(c) 研究及び調査を締約国に勧告すること。

(d) 委員会の調査結果の報告並びに条約区域のまぐろ類に關する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

第六条

1 委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事會を設置する。理事會に代表を出す締約国は、委員会の各通常會議において選出される。委員会は、締約国数が四十を超えたときは、委員会は、理事會に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事會に選出されないものとする。委員会は、理事會の構成員の選出にあつては、締約国の地理的利益、そのまぐろ漁業及びまぐろ加工業の利益並びに理事會に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払ふものとする。

2 理事會は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事會は、委員会の通常會議と次の通常會議との間において少なくとも一回合意する。委員会の會議と次の會議との間において、理事會は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行ない、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事會の決定は、委員会が定める規則に従つて行なう。

第七条

1 委員会は、この条約の目的を遂行するため、魚種別若しくは魚群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

(a) その担当する魚種若しくは魚群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに關係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。

(b) 科学的調査を基礎として、締約国が執るべき共同措置に關する勧告を委員会に提案することができる。

(c) 当該魚種若しくは魚群又は地域に關係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに締約国の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。

第八条

1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、条約区域内で漁獲されるまぐろ類の資源を最大の

持続的漁獲が可能である水準に維持することを目的とする勧告を行なうことができる。これらの勧告は、2及び3に定める条件に従つて締約国に適用される。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行なわれる。

(i) 適当な小委員会が設置されていないとき、又は適当な小委員会が設置されている場合においてもすべての締約国の少なくとも三分の二の承認があるときは、委員会の決議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているときは、その小委員会の提案による。

(iii) 当該勧告が二以上の地域又は魚種若しくは魚群に關連するときは、これらの適当な小委員会の提案による。

2 1の規定に基づいて行なわれた勧告は、3に規定する場合を除き、その勧告を締約国に伝達する委員会の通告の日の後六箇月ですべての締約国について効力を生ずる。

3 (a) 1(b)(i)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には、1(b)(ii)又は(ii)の規定に基づいて行なわれた勧告の場合には、当該小委員会の構成員たるいずれかの締約国が、2に定める六箇月の期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、追加の六十日間効力を生じない。

(b) その場合、他のいずれかの締約国も、追加の六十日の期間が満了する日又は他の締約国がその追加の六十日の期間内に行なつた異議の通告の日の後四十五日が満了する日のいずれかのおそい方の日までに、異議を申し立てることができる。

(c) その勧告は、異議申立てのための延長された期間の終りに、異議を申し立てた締約国を除く他のすべての締約国について効力を生ずる。

(d) もつとも、(a)及び(b)の規定に従いいずれかの勧告に対して異議を申し立てた国が一締約国又は全体の四分の一に満たない締約国であ

るときは、委員会は、異議を申し立てた一又は二以上の締約国に対し、その異議を無効とみなす旨を直ちに通告するものとする。

(e) (d)に定める場合には、当該一又は二以上の締約国は、当該通告の日の後六十日以内にそれぞれ異議を再確認することができる。当該勧告は、この期間の満了した時に効力を生ずるが、定められた期間内に異議を申し立て、かつ、再確認をした締約国については、この限りでない。

(f) (a)及び(b)の規定に従いいずれかの勧告に対して異議を申し立てた締約国が全体の四分の一以上であるが過半数には満たないときは、その勧告は、これに対し異議を申し立てなかつた締約国について効力を生ずる。

(g) 過半数の締約国が異議を申し立てたときは、勧告は、効力を生じない。

4 勧告に対して異議を申し立てた締約国は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それがすでに効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その締約国について効力を生ずる。

第九条

1 締約国は、この条約の実施を確保するために必要なすべての措置を執ることに同意する。各締約国は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自国が執つた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

2 締約国は、次のことに同意する。

(a) 委員会の要求があつたときは、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b) 締約国の官公署が前記の情報を得られず、

かつ、それを提供することができないときは、委員会が、締約国を通じて、会社及び個人の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。

3 締約国は、この条約の規定の適用を確保するために適切かつ有効な措置を執る目的で相互に協力するものとし、特に、条約区域（領海及び、いずれかの国が国際法に基づいて漁業管轄権を行使する権利を有する他の水域がある場合には、その水域を除く）に適用する国際的取締りの制度を設けるものとする。

第十条

1 委員会は、各通常会議に続く二年の期間の委員会の共同経費の予算を採択する。

2 締約国は、毎年、委員会の予算のために、次に定める金額に等しい金額を提出する。

(a) 委員会の構成員として、一、〇〇〇ドル（二千アメリカ合衆国ドル）

(b) 各小委員会の構成員として、一、〇〇〇ドル（二千アメリカ合衆国ドル）

(c) いずれかの二年の期間の共同経費のために提案された予算が(a)及び(b)の規定に従つて締約国が提出する分担金の総額をこえる場合には、その超過分の三分の一は、(a)及び(b)の規定に従つて提出される分担金に比例して締約国が拠出する。残余の三分の二については、委員会は、最近の入手可能な情報を基礎として、

(i) 各締約国について、大西洋のまぐろ類の漁獲量（未処理の形態における重量とする。）及びこれらの魚類のかん詰製品の純重量の合計量

(ii) すべての締約国の(i)の合計量を決定する。

各締約国は、残余の三分の二のうち、(i)による自国の合計量の(ii)の合計量に対する比率に従つて算出されるその割当額を提出する。この(c)に規定する予算の部分に關する決定は、出席しかつ投票するすべての締約国の合

意による。

3 理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間に開かれる理事会の会議で、二年の期間の後半期の予算を再検討し、かつ、現在の状況及び予想される事態の進展に基づいて、委員会が承認した總予算の範囲内で、委員会の第二年度予算の再配分を行なうことができる。

4 委員会の事務局長は、各締約国に各年のそれぞれの割当額を通告する。これらの分担金については、その年の一月一日にその支払の義務が生ずる。次の年の一月一日前に受領されなかつた分担金は、延滞金とみなされる。

5 二年の期間の予算のための分担金は、委員会が決定する通貨により支払うものとする。

6 委員会は、その第一回会議において、委員会が任務を開始した最初の年の残余の期間及びこれに続く二年の期間の予算を承認する。委員会は、直ちに、これらの予算書の写し及び第一回年次分担金のためのそれぞれの割当額の通告書を各締約国に送付する。

7 その後は、いずれかの二年の期間に先だつて開かれる委員会の通常会議の少なくとも六十日以前に、事務局長は、その二年の期間の予算案及び割当額の明細案を各締約国に提出する。

8 委員会は、いずれかの締約国の分担金の延滞額が当該年度に先だつ二年間に支払うべき分担金の額以上になるときは、その締約国の投票権を停止することができる。

9 委員会は、年次分担金を受領する前において委員会の運営費をまかなうため及び委員会が定めるその他の目的のため、運搬資本基金を設置する。委員会は、この基金の額を決定し、その設置に必要な前借金額を査定し、及びその利用を規制する規則を採択する。

10 委員会は、委員会の会計について、毎年、独立の監査が行なわれるように取り計らう。この監査報告は、委員会によつて、又は委員会の通常会議が開かれないうちは理事会によつて、審

査され、かつ、承認されなければならない。

11 委員会は、その業務の遂行のため、2に規定する分担金のほか、寄附を受けることができる。

第十一条

1 締約国は、委員会と国際連合食糧農業機関との間には業務上の関係がなければならないことに同意する。このため、委員会は、国際連合食糧農業機関憲章第十三条の規定に従つて国際連合食糧農業機関と協定を締結するための交渉を行なうものとする。この協定は、特に、国際連合食糧農業機関の事務局長が委員会及びその補助機関のすべての会議に投票権なしで参加する代表者一人を任命することを定めるものでなければならない。

2 締約国は、委員会と委員会の業務に寄与することができ、他の国際漁業委員会及び科学的国際機関との間には協力が行なわれなければならないことに同意する。委員会は、そのような国際委員会及び国際機関と協定を締結することができる。

3 委員会は、適当な国際機関又は国際連合若しくは国際連合専門機関の加盟国の政府で委員会の構成員でないものに対し、委員会及びその補助機関の会議にオブザーバーを送るよう招請することができる。

第十二条

1 この条約は、十年間効力を有し、その後、締約国の過半数がこの条約を終了させることに同意するまで、効力を存続する。

2 この条約の効力発生の日から十年の後はいづれでも、いづれの締約国も、十年目の年又はその後のいづれかの年の十二月三十一日、その前年の十二月三十一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長にあつては書面による脱退の通告を行なうことによつて、この条約から脱退することができる。

3 その場合、いづれの他の締約国も、国際連合食糧農業機関の事務局長から脱退に関する情報を受領した日から一箇月以内に、かつ、おそくともその年の四月一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長にあつては書面による脱退の通告を行なうことによつて、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

ともその年の四月一日以前に国際連合食糧農業機関の事務局長にあつては書面による脱退の通告を行なうことによつて、その年の十二月三十一日にこの条約から脱退することができる。

第十三条

1 いずれかの締約国又は委員会は、この条約に対する改正を提案することができる。国際連合食糧農業機関の事務局長は、改正案の認証書をすべての締約国に送付する。新たな義務を含まない改正は、締約国の四分の三による受諾の後三十日目の日にすべての締約国について効力を生ずる。新たな義務を含む改正は、締約国の四分の三による受諾の後九十日目の日に改正を受諾した締約国について効力を生じ、その後は、その他の締約国については、それぞれによる受諾の日により効力を生ずる。一又は二以上の締約国によつて新たな義務を含むものとされた改正は、新たな義務を含む改正とみなされ、その手続に従ひ効力を生ずる。この条約の改正がこの条の規定に従つて受諾のために開放された後に締約国となる政府は、その改正が効力を生じた時に改正後の条約の規定に拘束される。

2 改正案は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。改正の受諾の通告は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。

第十四条

1 この条約は、国際連合又はそのいづれかの専門機関の加盟国の政府による署名のために開放される。そのような政府がこの条約に署名しなかつたものも、いつでも、この条約に加入することができる。

2 この条約は、各署名国によりその憲法の規定に従ひ批准され、又は承認されなければならない。この条約の批准書、承認書又は加入書は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託される。

3 この条約は、七の政府が批准書、承認書又は加入書を寄託した時に効力を生じ、その後、批准書、承認書又は加入書を寄託する政府について

ては、それぞれの寄託の日により効力を生ずる。

第十五条

国際連合食糧農業機関の事務局長は、批准書、承認書又は加入書の寄託、この条約の効力発生、改正のための提案、改正の受諾の通告、改正の効力発生及び脱退の通告を第十四条1に定めるすべての政府に通告する。

第十六条

この条約の原本は、国際連合食糧農業機関の事務局長に寄託するものとし、同事務局長は、第十四条1に定める政府にその認証書を送付するものとする。

以上の証拠として、それぞれの政府から正当に委任を受けた代表者は、この条約に署名した。

千九百六十六年五月十四日にリオ・デ・ジャネイロで、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により本書一通を作成した。

ブラジル合衆国のために
エミリオ・ヴァロリ

スペインのために
F・N・メスキータ

F・M・グアソ

アメリカ合衆国のために
J・マッキュー

パナマ共和国のために
トン・J・バク

千九百六十六年五月三十一日

日本国のために
与謝野秀

千九百六十六年十月二十八日

〔赤間文三君登壇、拍手〕

○赤間文三君 たいだいま議題となりました条約二

件につきまして、外務委員会における審議の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、「海水汚濁防止条約」は、一九五四年に作成せられて、一九六二年に改正せられたものでありまして、海水の汚濁を防止するため、一定海域における船舶からの油の排出を規制するとともに、船内装置、油記録簿、港湾の廃油処理施設等について、締約国のとるべき措置を定めております。

次に、「大西洋まぐろ条約」は、大西洋のマグロ類に關し、常に最大の漁獲が可能となる水準に資源を維持するために、全締約国からなる委員会を設けること。この委員会は、調査、研究を任務とし、また、勧告を行ない得ること。締約国は、この条約の実施に必要な措置をとること等を定めたものでございます。

わが国は、大西洋におきましても、最大のマグロ漁業国である立場から、この条約の作成に当初から参画してまいつたのであります。

委員会におきましては、慎重審議、特に、海水汚濁防止条約を今日まで長らく受諾しなかつた理由、また、わが国の国際漁業上の諸問題等につき、熱心な質疑が行なわれたのであります。詳細は会議録に譲ります。

七月四日、質疑を終え、討論、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両件全部を問題に供します。両件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、兩件は全会一致をもつて承認することに決しました。

○副議長(河野謙三君) 日程第四、日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。農林水産委員長野知浩之君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案

日本蚕糸事業団法の一部を改正する法律案

日本蚕糸事業団法(昭和四十一年法律第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十四条の次に次の一条を加える。

(生糸の輸出を確保するための生糸の買入れ等に係る特例)

第十四条の二 事業団は、当分の間、第二十八条の規定により行なう業務のほか、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、生糸の輸出を確保する

千九百五十四年の油による海水の汚濁の防止のための国際条約の締結について承認を求めるの件外一件 日本蚕糸事業 六四六

六四六

ための生糸の買入れ、保管及び売渡しの業務(その生糸に係る買入れのための生糸の買入れ及び売渡しの業務を含む。)並びにこれに附帯する業務を行なうことができる。

2 前項の認可は、事業団が繭及び生糸の価格の適正な水準における安定を図るために必要な数量の生糸を保管しておらず、かつ、生糸の輸出を確保するため特に必要があると認められる場合に、するものとする。

3 事業団は、第一項に規定する業務として生糸の売渡し(買入れのための売渡しを除く。)を行なうに当たつては、その生糸を輸出すべきことその他の必要な条件を附さなければならない。

4 第三十五条の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

5 第一項の規定により同項に規定する業務が行なわれる場合には、第二十八条第三項中「前二項の規定により行なう業務」とあるのは「前二項の規定により行なう業務及び附則第十四条の二第一項の規定により行なう業務」と、第四十八条第一号中「第三十五条第一項」とあるのは「第三十五条第一項(附則第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」と、同条第三号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項(附則第十四条の二第四項において準用する場合を含む。)」と、第五十一条第六号中「業務以外」とあるのは「業務及び附則第十四条の二第一項に規定する業務以外」とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔野知浩之君登壇、拍手〕

○野知浩之君 ただいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本案は、最近における生糸の需給の動向に対処して、生糸の輸出をはかるため、当分の間、日本蚕糸事業団に、輸出すべき生糸の買入れ、売り渡し業務を行なわせること等の改正を加えようとするものであります。

委員会におきましては、特に参考人の意見を聴取し、生糸輸出の現状と国内需給の關係、繭糸価格の安定対策、製糸業及び労働問題等について、質疑応答がかわされました。

質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、武内委員から、自民、社会、公明三党共同の繭増産体制強化等六項目の附帯決議案が提出され、これまた全会一致をもつて委員会の決議とすることに決定いたしました。

右報告いたします。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第五、船員災害防止協会等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。運輸委員長天坊裕彦君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

船員災害防止協会等に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

船員災害防止協会等に関する法律案

船員災害防止協会等に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 船員災害防止計画(第三条・第六条)

第三章 船員災害防止協会

第一節 通則(第七条―第十一条)

第二節 業務(第十二条―第十八条)

第三節 会員(第十九条―第二十一条)

第四節 設立(第二十二条―第二十六条)

第五節 管理(第二十七条―第三十八条)

第六節 解散及び清算(第三十九条―第四十

二条

第七節 監督(第四十三条—第四十五条)

第八節 補則(第四十六条—第四十八条)

第四章 罰則(第四十九条—第五十二条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、船員災害防止計画を樹立し、及び船員災害の防止を目的とする船舶所有者の団体による自主的な活動を促進するための措置を講ずることにより、船員法(昭和二十二年法律第百号)その他船員の安全及び衛生に関する法令と相まつて、総合的かつ計画的な船員災害防止対策の推進を図り、もつて船員災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「船員災害」とは、船員の就業に係る船舶、船内設備、積荷等により、又は作業行動若しくは船内生活によつて、船員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。

2 この法律において「船員」とは、船員法の適用を受ける船員をいう。

3 この法律において「船舶所有者」とは、船員法の適用を受ける船舶所有者及び同法第五条の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者をいう。

第二章 船員災害防止計画

(基本計画)

第三条 運輸大臣は、五年ごとに、船員中央労働委員会

の意見をきいて、船員災害の減少目標その他の船員災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を作成しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定により基本計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(実施計画)

第四条 運輸大臣は、毎年、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた船員災害防止実施計画(以下「実施計画」という。)を作成しなければならない。

一 船員災害の減少目標

二 船員災害の防止に関し重点をおくべき船員災害の種類

三 船員災害の防止のための主要な対策に関する事項

四 その他船員災害の防止に関し重要な事項

2 前条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(計画の変更)

第五条 運輸大臣は、船員災害の発生状況、船員

災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があるとき、船員中央労働委員会の意見をきいて、基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

2 第三条第二項の規定は、前項の場合に準用する。

(勧告等)

第六条 運輸大臣は、基本計画又は実施計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、船舶所有者その他の関係者に対し、船員災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

第三章 船員災害防止協会

第一節 通則

(目的)

第七条 船員災害防止協会(以下「協会」という。)は、船員の安全の確保及び船内衛生の向上のための対策を自主的に推進することにより、船員災害を防止することを目的とする。

(法人格)

第八条 協会は、法人とする。

(名称)

第九条 協会は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に船員災害防止協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(民法の準用)

第十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、協会に準用する。

第二節 業務

(業務)

第十二条 協会は、第七条の目的を達成するため、船員災害の防止に関し、次の業務を行なうものとする。

一 船舶所有者、船舶所有者の団体等が行なう船員災害の防止のための活動を促進すること。

二 教育及び技術的援助のための施設を設置し、及び運営すること。

三 船員災害防止規程を設定すること。

四 会員に対して、技術的な事項について指導及び援助を行なうこと。

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

船員災害防止協会等に関する法律案

六四八

五 船内作業に必要な機械及び器具について試験及び検査を行なうこと。 六 船員の技能に関する講習を行なうこと。 七 情報及び資料を収集し、及び提供するにと。 八 調査及び広報を行なうこと。 九 その他必要な業務を行なうこと。	二 協会は、前項の業務のほか、厚生大臣及び運輸大臣の要請があつたときは、船舶所有者及び船舶所有者の団体の会員でないものに対して同項第四号の業務を行なうことができる。 八 協会は、前二項の業務を行なうにあつては、基本計画及び実施計画に即応するように努めなければならない。 (安全管理士及び衛生管理士) 第十三条 協会は、前条第一項及び第二項の業務のうち船員災害の防止に関する技術的な事項に係るものを行なわせるため、安全管理士及び衛生管理士を置かなければならない。 二 前項の安全管理士及び衛生管理士は、運輸省令で定める資格を有する者のうちから選任しなければならない。 (船員災害防止規程) 第十四条 船員災害防止規程には、次の事項を定めるものとする。	一 適用範囲に関する事項 二 船員災害の防止に関し、機械、器具その他の船内設備、作業の実施方法、船内の生活環境等について講ずべき具体的な措置に関する事項 三 前号の事項の実施を確保するための措置に関する事項 二 協会は船員災害防止規程に違反した会員に対する制裁の定めをする場合には、これに関する事項は、船員災害防止規程に定めなければならない。 (船員災害防止規程の認可) 第十五条 船員災害防止規程は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。その変更についても、同様とする。 二 運輸大臣は、前項の認可の申請に係る船員災害防止規程が次の各号に適合すると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。 一 内容が法令に違反しないこと。 二 設定又は変更の手続が法令及び定款に違反しないこと。 三 不当に差別的でないこと。 四 船員の利益を不当に害するおそれがないこと。 三 運輸大臣は、船員災害防止規程が前項各号の	一に適合しなくなつたと認めるときは、当該協会に対してその船員災害防止規程を変更すべきことを命じ、又は第一項の認可を取り消さなければならない。 四 運輸大臣は、第一項の認可に関する処分又は前項の規定による変更の命令若しくは認可の取消しをしようとするときは、船員中央労働委員会の意見をきかなければならない。 (船員災害防止規程の廃止の届出) 第十六条 協会は、船員災害防止規程を廃止したときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。 (関係船員等の意見の聴取) 第十七条 協会は、船員災害防止規程を設定しようとするときは、運輸省令で定めるところにより、関係船員を代表する者及び船員災害の防止に関し学識経験がある者の意見をきかなければならない。これを變更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。 (会員の遵守義務等) 第十八条 会員は、船員災害防止規程を守らなければならない。 二 会員である船舶所有者の事業に係る就業規則は、船員災害防止規程に反するものであつてはならない。	三 前二項の規定は、船員災害防止規程が会員の事業について適用される労働協約と抵触するときは、その限度においては、適用しない。 第三節 会員 (資格) 第十九条 協会の会員の資格を有する者は、船舶所有者及び船舶所有者の団体とする。 (加入) 第二十条 協会は、会員の資格を有する者が協会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒み、又はその加入について不当な条件をつけてはならない。 (会費) 第二十一条 協会は、定款で定めるところにより、会員から会費を徴取することができる。 第四節 設立 (設立の要件) 第二十二条 協会は、船舶所有者である会員が常時使用する船員の総数が、すべての船舶所有者が常時使用する船員の総数に厚生省令、運輸省令で定める率を乗じて得た数をこえることとなるときでなければ、設立することができない。 (発起人) 第二十三条 協会を設立するには、その会員になろうとする二十人以上の者が発起人となること
--	---	---	--	--

を要する。

(創立總會)

第二十四条 発起人は、定款を作成し、これを會議の日時及び場所とともにその會議開催日の一月前までに公告して、創立總會を開かなければならない。

2 定款の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。

3 創立總會の議事は、会員の資格を有する者でその会目までに発起人に対して会員となる旨を申し出たものの二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上で決する。

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立總會の議決に準用する。

(設立の認可)

第二十五条 発起人は、創立總會の終了後遅滞なく、定款及び厚生省令、運輸省令で定める事項を記載した書面を厚生大臣及び運輸大臣に提出して、設立の認可を受けなければならない。

(成立の時期等)

第二十六条 協会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて成立する。

2 協会は、成立の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならない。

第五節 管理

(定款)

第二十七条 協会の定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 業務

四 主たる事務所の所在地

五 会員の資格に関する事項

六 会員の加入及び脱退に関する事項

七 会員の権利及び義務に関する事項

八 会費に関する事項

九 役員に関する事項

十 参与に関する事項

十一 總會及び總代会に関する事項

十二 会計に関する事項

十三 事業年度

十四 公告の方法

2 定款の変更は、厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員)

第二十八条 協会は、役員として、会長一人、理事五人以上及び監事二人以上を置く。

2 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

3 理事は、定款で定めるところにより、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 監事は、協会の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を總會に報告する。

(役員任免及び任期)

第二十九条 役員は、定款で定めるところにより、總會において選任し、又は解任する。ただし、設立当時の役員は、創立總會において選任する。

2 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、設立当時の役員の任期は、一年六月以内において創立總會で定める期間とする。

(監事の兼職の禁止)

第三十条 監事は、会長、理事又は協会の職員を兼ねてはならない。

(代表権の制限)

第三十一条 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、定款で定めるところにより、監事が協会を代表する。

(決算関係書類の提出等)

第三十二条 会長は、通常總會の開催日の一週間

前までに、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

3 会長は、監事の意見書を添えて前項に規定する書類を通常總會に提出し、その承認を求めなければならない。

(参与)

第三十三条 協会に、参与を置く。

2 参与は、協会の業務の運営に関する重要な事項に参与する。

3 参与は、船員災害の防止に関し学識経験がある者のうちから、会長が委嘱する。

4 前三項に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、定款で定める。

(總會の招集)

第三十四条 会長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。

2 会長は、必要があると認めるときは、臨時總會を招集することができる。

(總會の議決事項)

第三十五条 次の事項は、總會の議決を経なければ

官報(号外)

ばならない。

- 一 定款の変更
- 二 事業計画及び収支予算の決定又は変更
- 三 船員災害防止規程の設定、変更又は廃止
- 四 解散
- 五 会員の除名
- 六 その他定款で定める事項

(総会の議事)

第三十六条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号及び第三号から第五号までの事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(總会に関する民法の準用)

第三十七条 民法第六十一条第二項（臨時總會招集請求權）、第六十二条（總會招集の手續）、第六十四条（總會の決議事項）、第六十五条及び第六十六条（表決權）の規定は、協会の總會に準用する。

(總代会)

第三十八条 会員の総数が三百人をこえる協会

は、定款で定めるところにより、總會に代わるべき総代会を設けることができる。

- 2 総代は、定款で定めるところにより、会員のうちから選挙されなければならない。

3 総代の定数は、その選挙の時における会員の総数の十分の二（会員の総数が千人をこえる協会にあつては、二百人）を下つてはならない。

4 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。

5 総会に関する規定は、総代会に準用する。ただし、総代会においては、解散の議決をするこ
とができない。

6 総代会においては、総代の選挙（補欠の総代の選挙を除く。）をすることができない。

第六節 解散及び清算

〔解散〕

第三十九条 協会は、次の理由によつて解散する。

- 一 総会の議決
- 二 破産
- 三 設立の認可の取消し

2 協会は、前項第一号の規定により解散したと

きは、解散の日から二週間以内に、その旨を厚生大臣及び運輸大臣に届け出なければならぬ。

清算人

第四十條 清算人は、前条第一項第一号の規定による解散の場合には総会において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生大臣及び運輸大臣が選任する。

第四十一条 清算人は、財産処分の方法を定め、総会の議決を経て厚生大臣及び運輸大臣の認可を受けなければならない。

總會が前項の議決をしないとき又はすること
ができないときは、清算人は、厚生大臣及び運
輸大臣の認可を受けて、財産処分の方法を定め
なければならない。

残余財産は、船員災害の防止のための活動を行なう団体に帰属させなければならない。

(解散及び清算に関する民法等の準用)

第四十二条 民法第七十条(法人の破産)、第七十三
 条、第七十五条、第七十六条、第七十八條か
 ら第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部
 分を除く。)及び第八十三条(清算)並びに非訟事

件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十条、第五十二条、第三十六条、第三十七条ノ二、第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條並びに第三百三十八條（法人の清算の監督）の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

第七節 監督

〔決算関係書類の提出〕

第四十三條 協会は、毎事業年度、通常総会の終了の日から一月以内に、事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録を厚生大臣及び運輸大臣に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第四十四条 厚生大臣又は運輸大臣は、この法律の適正かつ円滑な実施を確保するため必要があるとき、協会对して、その業務に關し必要な報告を命じ、又はその職員に、協会の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勸告等)

第四十五条 厚生大臣及び運輸大臣は、協会の運営がこの法律、この法律に基づく命令若しくは定款に違反し、又は著しく不当であると認めるときは、その協会に対してこれを是正すべきことを勧告し、及びその勧告によつてもなお改善されない場合に次の各号の一に掲げる処分をすることが出来る。

- 一 業務の全部又は一部の停止を命ずること。
- 二 設立の認可を取り消すこと。

2 厚生大臣及び運輸大臣は、協会が第二十二条に規定する要件を欠くに至つたと認めるときは、その設立の認可を取り消すことができる。

第八節 補則

(補助)

第四十六条 政府は、協会に対して、船員保険特別会計の予算の範囲内において、その業務に要する費用の一部を補助することができる。

(秘密保持義務)

第四十七条 安全管理士及び衛生管理士又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 協会の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者でその職務に関して前項の秘密を知り得たものも、同項と同様とする。

(適用除外)

第四十八条 この章の規定は、国、地方公共団体及び公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法

律第二百五十七号)第二条第一項第一号に規定する公共企業体が行なう事業については、適用しない。

第四章 罰則

第四十九条 第四十七条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

第五十条 第四十四条第一項の規定により報告を命ぜられて、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五千円以下の罰金に処する。

2 協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、その協会の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その協会に対して、同項の刑を科する。

第五十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした協会の発起人、役員又は清算人は、五千円以下の過料に処する。

- 一 この法律に基づいて協会が行なうことができる業務以外の業務を行なつたとき。
- 二 第十条第一項の政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第二十条の規定に違反したとき。
- 四 第四十一条第一項又は第二項の認可を受けないうで財産処分をしたとき。
- 五 第四十二条において準用する民法第七十条第二項又は同法第八十一条第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第四十二条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第四十三条に規定する書類を同条に規定する期間内に提出しなかつたとき。

八 定款、事業報告書、貸借対照表、収支決算書又は財産目録に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

第五十二条 第九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(名称制限に関する経過規定)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に船員災害防止協会という文字を用いている者については、第九条第二項の規定は、この法律の施行後一年間は、適用しない。

(国家公務員法の一部改正)

第三条 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十六条中「及び労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)」を「労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)」に改める。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号に次のように加える。

ハ 船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第 号)

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五十九条の二 船員災害防止協会の設立又は定款の変更を認可し、これに対しその業務に關し報告をさせ、帳簿等を検査し、その他監督上必要な処分をすること。

第十四条第九号の次に次の一号を加える。

九の二 船員災害防止協会を監督すること。

(運輸省設置法の一部改正)

第六条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第二十四号の三を第二十四号の四とし、第二十四号の二を第二十四号の三とし、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 船員災害防止計画を作成し、及び船員災害防止協会の監督すること。

第二十五条第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 船員災害防止計画及び船員災害防止協会に関すること。

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号

船員災害防止協会等に関する法律案 石油ガス税法の一部を改正する法律案 運輸省設置法の一部を改正する法律案

六五二

法律第百三十七号)を、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第号)に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「労働災害防止協会」の下に「船員災害防止協会」を加える。

(地方公務員法の一部改正)

第八条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第五十八條第二項中「これに基づく命令」を「船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第号)並びにこれに基づく命令」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第九条 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第百八条中「及び労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)を、労働災害防止団体等に関する法律(昭和三十九年法律第百十八号)及び船員災害防止協会等に関する法律(昭和四十二年法律第号)に改める。

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会等に関する法律	船員災害防止協会等に関する法律
害防止	害防止
協	協
会	会
号	号

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中全国農業会議所の項の前に次のように加える。

船員災害防止協会等に関する法律	船員災害防止協会等に関する法律
害防止	害防止
協	協
会	会
号	号

〔天坊裕彦君登壇、拍手〕

○天坊裕彦君 ただいま議題となりました法律案について、運輸委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案の要旨は、船員災害防止対策を推進するため、運輸大臣は船員災害防止計画を樹立するものとし、また、船舶所有者及びその団体は、この計画に即応する災害防止活動の促進、災害防止規程の設定等を業務とする船員災害防止協会を設立することができ、政府はこの協会に對し費用の一部を補助することができることとして、ようとするものであります。

委員会におきましては、海上労働の特殊性を考慮した災害防止対策の推進、中小漁船船員に対する災害防止活動の徹底等に関し質疑が行なわれましたが、詳細は会議録に譲りたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、本案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第六、石油ガス税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事青柳秀夫君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

石油ガス税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十三日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

石油ガス税法の一部を改正する法律案
石油ガス税法の一部を改正する法律案
石油ガス税法(昭和四十年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項第二号中「同年十二月三十一日」を「昭和四十四年十二月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔青柳秀夫君登壇、拍手〕

○青柳秀夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、石油ガスについて本年末まで適用されておりました一キログラム当たり十円の暫定軽減税率を、昭和四十四年十二月三十一日まで二年間延長しようとするものであります。

委員会の審議におきましては、暫定軽減税率の適用期間をなお二年間延長する理由、タクシー、ハイヤーの料金認可について行政上問題があるのではない、タクシー、ハイヤーの自由営業につ

いての当局の見解はどうか等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知願いたいと存じます。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、須藤委員より理由を述べて賛成の発言があり、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 日程第七、運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

運輸省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年五月二十六日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法の一部を改正する法律案
運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)

昭和四十二年七月五日 参議院會議録第二十二号 運輸省設置法の一部を改正する法律案

第百三十七条第一項中「航空保安事務所長」を「地方航空局長」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 地方航空局長又は航空交通管制部長は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定によりその権限に属せられた事項の一部を地方航空局の空港事務所その他の地方機関の長に行なわせることができる。

(自衛隊法の一部改正)

5 自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第百一条第一項中「航空保安事務所」を「地方航空局」に改める。

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕

○豊田雅孝君 ただいま議題となりました運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、第一に、航空局に飛行場部を設置すること、第二に、付属機関として航空保安職員研修所及び電子航法研究所を設置すること、第三に、東京及び大阪に地方航空局を設置すること、第四に、運輸省の定員を百二十七人増員すること等であります。

委員会における審査の詳細は、會議録に譲りたいと存じます。

質疑を終わる、討論に入りまして、八田委員より、本法律案の施行期日を公布の日に改める等の修正案が提出され、また、北村委員より、最近の陸海空における交通量の激増に伴い、その安全対策を強化するため、施設等の整備並びに要員の増強をはかるべき旨の、自民、社会、公明、民社共同提案にかかる附帯決議案が提出されました。

次いで採決の結果、八田委員提出の修正案並び

に修正部分を除く原案は、いずれも全会一致をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。北村委員提出の附帯決議案も、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

なお、本決議に対し、大橋運輸大臣より、その趣旨を尊重し、その実現に努力する旨の発言がありました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案の委員長報告は修正議決報告でございます。本案全部を問題に供します。委員長報告のとおり修正議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて、本案は委員会修正どおり議決せられました。本日はこれにて散会いたします。

午前十一時二十八分散会

出席者は左のとおり。

議長 重宗 雄三君
副議長 河野 謙三君

議員
原田 立君 山崎 一郎君
黒柳 明君 矢追 秀彦君
中沢 伊登子君 石本 茂君
市川 房枝君 片山 武夫君
横井 太郎君 植木 光教君
田代 富士男君 北條 鶴八君
山崎 正義君 多田 省吾君
宮崎 長年君 小井 芳平君
向井 五郎君 白井 勇君
伊藤 邦彦君 鈴木 正治君
渋谷 邦彦君 鈴木 一弘君
大谷 豊雄君 横山 フク君
植竹 春彦君 新谷 實三郎君
山本 茂一郎君 中津井 真君

林田 修紀夫君 山内 一郎君
柳田 桃太郎君 宮崎 正雄君
平泉 渉君 八田 一朗君
和泉 鶴一君 木村 陸男君
高橋 文五郎君 内田 芳朗君
大森 久司君 園田 清充君
野知 浩之君 源田 実君
熊谷 三郎君 温木 三郎君
岸田 幸雄君 長谷川 仁君
沢田 一精君 吉江 勝保君
石井 桂君 豊田 雅孝君
稲浦 鹿蔵君 大竹 八郎君
徳永 正利君 青柳 秀夫君
佐藤 芳男君 平島 敏夫君
山下 春江君 山本 利壽君
堀本 直昭君 塩見 俊二君
鍋島 宜実君 近藤 鶴代君
井野 碩哉君 石原 幹市郎君
上原 正吉君 古池 信三君
斎藤 昇君 米田 正文君
小林 篤一君 久保 勘一君
中村 喜四郎君 西村 尚治君
北村 喜四郎君 内藤 三郎君
任田 新治君 土屋 義彦君
高橋 雄之助君 玉置 和郎君
岡本 悟君 奥村 悦造君
楠 正俊君 黒木 利克君
金丸 富夫君 丸茂 貞吉君
山本 杉君 谷村 貞治君
村上 春蔵君 木島 義夫君
谷口 慶吉君 柴田 栄君
後藤 義隆君 鈴木 万平君
天坊 裕彦君 中野 文門君
仲原 善一君 西田 信一君
迫原 久常君 田中 茂穂君
梶原 茂嘉君 八木 一郎君
森 八三一君 三木 與吉郎君
西郷 吉之助君 木内 四郎君
林屋 亀次郎君 増原 恵吉君
杉原 荒太君 平井 太郎君
重政 庸徳君 小山 邦太郎君
達田 龍彦君 鈴木 市藏君
相澤 重明君 竹田 現照君
村田 秀三君 小野 明君

小林 章君 近藤 英一郎君
田村 賢作君 矢山 有作君
櫻井 志郎君 鹿島 俊雄君
井川 伊平君 赤岡 文三君
松本 賢一君 佐野 芳雄君
大森 創造君 森部 隆輔君
津島 文治君 青田 源太郎君
森中 守義君 小柳 勇君
紅露 みつ君 松平 勇雄君
伊藤 英男君 大河 原一君
中村 英明君 吉武 恵市君
伊藤 彌道君 加瀬 完君
高橋 衛君 小柳 牧衛君
中山 福蔵君 田中 一君
小酒 井義男君 久保 等君
光村 誠助君 須藤 五郎君
大和 与一君 森 勝治君
春日 正一君 中村 波男君
鈴木 力君 大橋 和孝君
川村 清一君 瀨谷 英行君
柳岡 秋夫君 小林 武君
渡辺 勤吉君 千葉 千代世君
野上 元君 山本 伊三郎君
松永 忠二君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田 藤太郎君
西村 関一君 鈴木 長造君
永岡 光治君 秋山 精一君
亀田 得治君 大倉 正市君
椿 繁夫君 横川 宗司君
佐多 忠隆君 加藤 シヅエ君
藤原 道子君 羽生 三七君
松澤 兼人君

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 田中 伊三三君
大蔵大臣 水田 三喜男君
農林大臣 倉石 忠雄君
運輸大臣 大橋 武夫君
建設大臣 西村 英一君
自治大臣 藤枝 泉介君

政府委員
内閣法制局長官 高辻 正巳君
外務政務次官 田中 榮一君

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 二十五円
(ただし良紙版は三十円)
(送料別)

発行所
東京 都港区赤坂 葵町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六)